

防衛省仕様書改正票

D S P  
Z 8801C(2)

気象観測用気球

制定 昭和54年12月24日

改正 令和 4年 3月11日

(BALLOON, METEOROLOGICAL)

この改正票は、**DSP Z 8801C**(気象観測用気球)についてのものであり、  
**DSP Z 8801C(1)**を含め累積記載されている。この改正票は**DSP Z 8801C**と併用される。

**1.4 関連文書** 中“ISO 2004 Natural rubber latex concentrate - Centrifuged or creamed, ammonia - preserved types - Specification”を“ISO 2004 Natural rubber latex concentrate - Centrifuged or creamed, ammonia - preserved types - Specifications”に改める。

**2.4 製品の表示** を次のように改める。

**2.4 製品の表示**

製品の表示は、調達要領指定書により指定するものとする。

**4.1 包装** を次のように改める。

**4.1 包装**

包装は、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、**NDS Z 0001** に規定する“**個装レベルA**”及び“**外装レベルⅢ**”に適用した包装レベルの包装とする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名：航空自衛隊 補給本部 通信電子部

防衛省仕様書  
気象観測用気球

(BALLOON, METEOROLOGICAL)

D S P  
Z 8801C  
制定 昭和45. 3. 10  
改正 平成20. 3. 21

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、気象観測に用いるゴム気球(以下、気球という。)について規定する。

1.2 種類

種類は、呼びにより表1の11種類に分ける。

表1-種類

呼 び	質量(g)	色	物 品 番 号
20白	20	白	6660-311-3402-5
20赤		赤	6660-308-7896-5
30白	30	白	6660-002-1787-5
30赤		赤	6660-002-1788-5
30黒		黒	6660-002-1789-5
60白	60	白	6660-311-3400-5
60赤		赤	6660-308-7898-5
100白	100	白	6660-002-1790-5
100赤		赤	6660-002-1791-5
350白	350	白	6660-170-8090-5
600白	600	白	6660-417-3766-5

注記 白は、無着色の天然ゴムをいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び呼びによる。

例:気象観測用気球20白

1.4 関連文書

この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

ISO 2004 Natural rubber latex concentrate-Centrifuged or creamed, ammonia-preserved types-Specification

NDS Z 0001 包装の総則

2 製品に関する要求

2.1 材料

主材料は、ISO 2004に規定する性能を有する天然ゴムラテックスを用いるものとする。

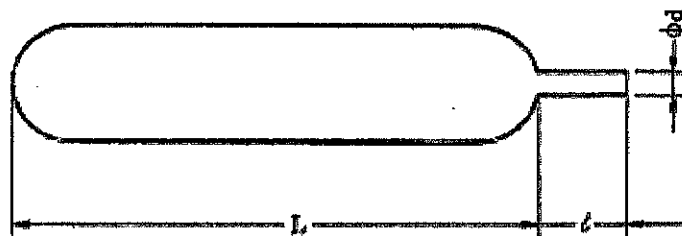
## 2.2 寸法・質量

寸法及び質量は、表2による。

表2—寸法・質量

単位 mm

呼 び	質 量(g)	本体の長さ L (以上)	口 管	
			外 径 d	長 さ l
20白 20赤	20±4	236	12±3	80±10
30白 30赤 30黒	30±4	267	14±3	
60白 60赤	60±4	410		
100白 100赤	100±10	534		90±10
350白 600白	350±20 600±27	900 1370	32±24	120±20



## 2.3 品質

品質は、次による。

## 2.3.1 膨張直径

気球は、表3に示す数値以上の直径まで膨張させることができるものでなければならない。

表3-膨張直径

単位mm

呼 び	膨 張 直 径
20白	7 5 0
20赤	
30白	8 5 0
30赤	
30黒	
60白	1 0 5 0
60赤	
100白	1 1 0 0
100赤	
350白	2 5 0 0
600白	4 0 0 0

### 2.3.2 使用温度範囲

気球は、地上の周囲温度が $-40^{\circ}\text{C}$ ～ $+40^{\circ}\text{C}$ までの範囲において使用できること。

### 2.3.3 外観

外観は、次による。

- 一様な肉厚を有すること。ただし、口管部は他の部分より厚くすること。
- 表3の直径までの空気を充てんし、穴、寄り、傷、不純物、極端な気ほう及び局部的な著しい変色がなく、かつ、形状がはなはだしく異常でないこと。
- 有害な異種のゴム片が付着していないこと。

### 2.3.4 ゴム質

ゴム質は、均質であり硬軟のむらがないこと。

### 2.3.5 色

赤又は黒の気球の色は、できるかぎり濃くすること。

### 2.4 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書により指定するところによる。

## 3 品質保証

検査は、2 について規定する事項について行なう。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、とくに調達要領指定書により指定する場合を除き、NDS Z 0001(包装の総則)3.3による個装レベルA及び外装レベルⅢの包装レベルを適用した包装とする。

4

C 8801C

#### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書により指定するところによる。